

## 2016 年度（平成 28 年度）政務活動費の公表にあたって

2017 年 7 月 3 日

日本共産党岡山県議団

団長 森脇久紀

1. 日本共産党県議団は「政務調査費の交付に関する条例」が制定（2001 年）されて以来、政務調査費（13 年度から「政務活動費」に名称変更）の会計帳簿と全ての領収書を「自主公表」し、今年で 17 回目の公表を迎えました。

日本共産党県議団は、条例にもとづく公表をおこなうとともに、全ての領収書と証拠書類（団会費も含む）を県議会控室で、一覧表にしてホームページで「自主公表」してきました。

2015 年度（H27 年度）公表分からは、これまで「非公表」とされていた 1 万円以下の領収書も公表対象となりました（2015 年 2 月条例改正）。しかし、証拠書類および会費（事項参照）の用途については未だ公表対象にされていません。

2. 「政務活動費マニュアル」では、議員団としておこなった調査研究や広報（ニュース）、事務局員の雇用などは、各議員が「会費」として拠出し、「調査研究費」に計上することになっています。この「会費」制には大きな問題があります。それは、「会費」として県議団が発行した領収書だけしか公表対象になっていないことです。

「市民オンブズマンおかやま」による岡山県議会議員の政務調査費に関する裁判を通じ、自民党の各県議が団に支出した「会費」から、自民党県連の事務所費の一部（自民党県議団が一部を借りているというようですが）を支出していることが明らかになったと、昨年インターネットのニュースで報じられました。自民党県議団は、「マニュアルにもとづいて支出している」と述べていますが納得できるでしょうか。

「会費」の原資もまた、議員に支給された政務活動費であり税金です。政党活動に流用することは許されません。紛らわしい場合には、県民が納得できるように説明責任を果たすのが筋だと思います。その点で、支出の根拠や調査活動の内容を記載した証拠書類（報告書等）についても公表対象にするべきだと考えます。日本共産党県議団は、「会費」の領収書公表、すべての証拠書類の公表を引き続き求めます。

3. 政務活動費は議員毎に年額 420 万円支給され、支出総額との間で残余がある場合は返還することになっています。今年度の返還額は、420 万円支給のうち、森脇が 95 万 9,955 円、氏平が 166 万 7,092 円、須増が 137 万 4,107 円でした。
4. 政務活動費の用途や按分率については、政務活動費本来の目的、「政務活動費の交

付に関する条例」や「政務活動費マニュアル」に基づいて、不断に見直すことが必要です。2012年度までに、事務局職員の給与、事務所家賃、交通費、ホームページの管理・運営費用や携帯電話料金等について、按分率を見直し政務調査費からの支出を減額しました。今後も住民の皆様のご意見に耳を傾け、不断の見直しに努力します。

5. 政務調査活動の質を向上させ、議会活動を豊かにするため、団として、2016年度も外部の専門家等への調査委託、幅広く住民の声をうかがう機会をもちました。

<温室効果ガス排出量公表制度の分析（継続）>

公益財団法人「水島地域環境再生財団」に委託し、岡山県が2010年度から実施している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により報告されたデータを分析し、岡山県の地球温暖化防止対策に生かそうとするもので、今回5回目となります。温室効果ガス排出削減のとりくみは継続するものであり、データ分析や提言についても継続が必要となります。

依然として温室効果ガスの排出量が増加しており、今回の提言では、2015年度（平成27年度）の温室効果ガス排出量データを分析し、16年度に改訂された「岡山県地球温暖化防止行動計画」へ、環境分野はもちろん、地域産業や雇用なども視野に提言をおこないました。

6. 政務調査活動は議員が議員として活動する上で極めて重要な活動ですが、その財源は県民の税金であり、支出にあたっては1円たりとも不適正であったり、不透明であってはならないというのが、私たちの基本的な立場です。

自主公表を通じて、県民のみなさんのご指摘をいただきながら、いっそうの改革を図る決意です。